

浄化槽をお使いのみなさんへ

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と法定検査が必要であり、法律により実施が義務付けられています。

保守点検

■ 浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です。

■ 10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3、4回行う必要があります。

■ 県に登録している保守点検業者に依頼してください。



清掃

■ 浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。

■ 年に1回以上（全ばっく方式は6か月に1回以上）行う必要があります。



法定検査

■ 浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。

■ 最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3〜8か月の間に1回行う必要があります。その後は、毎年1回行う必要があります。県指定検査機関である（公益社団法人）茨城県水質保全協会にお申し込みください。

☎029（291）4004

■ 市町村の許可を受けた清掃業者に委託してください。

一括契約システム

■ 保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括契約システム」をぜひご利用ください。

■ 契約を仲介する保守点検業者、清掃業者または（公社）茨城県水質保全協会にお申し込みください。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

■ 単独処理浄化槽は、トイレからの汚水のみを処理し、台所やお風呂からの生活雑排水は、そのまま放流してしまいます。生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に転換することで、放流する汚れの量を8分の1に減らすことができます。

■ 身近な水環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換をお願います。

お問い合わせ

・ 茨城県生活環境部環境対策課
☎029（301）2966
・ 生活安全課 ぐらし環境G
☎(84)3618（直通）

秋の全国火災予防運動

11月9日(水)から15日(火)までは「令和4年秋季全国火災予防運動」の実施期間です。

今年はお出かけは マスク戸締り 火の用心 を統一標語に、全国一斉に火災予防運動が実施されます。

この時期は空気が乾燥し、火災が起きやすくなるのが予想されます。火災は自分だけでなく他の人の幸せを奪ってしまうおそれがあります。火災を未然に防ぐには、みなさん一人ひとりが防火意識を持つことが大切です。この機会に、改めて火の取り扱いについて、ご家庭で確認してみてくださいいかがでしょうか。

《住宅防火》

命を守る7つのポイント

1 3つの習慣・4つの対策

- ・ 寝タバコをしない
- ・ ストープには、燃えやすいものを近づけない
- ・ ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す
- ◆ 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- ◆ 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する

◆ 火災が広がる前に消すために、住宅用火災警報器を設置する

◆ お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

《消防団からお願い》

・ 秋の火災予防期間中、五霞町消防団が午後8時から1〜2時間程度、それぞれの分団の管轄する行政区で、警鐘を鳴らしながら巡回します。ご理解・ご協力をお願いします。

・ 火災現場を見に行く行為は危険が伴い、消火活動の妨げになりますので、ご遠慮ください。

・ 消火栓や防火水槽などの消防水活動の妨げになりますので、駐車はご遠慮ください。

お問い合わせ

生活安全課 防災G
☎(84)3618（直通）

